

青森県交通災害共済の支給制度が新しくなります！

1日①1円で助け合う ～ぜひ、ご家族そろって加入しましょう～

交通災害共済は、日本全国どこで起きた交通事故でも、弔慰金またはケガの程度に応じて見舞金をお支払いする共済制度です。

主な変更点

2月1日より受付開始！

【主なとりまとめ団体】

部落会、交通安全母の会、老人クラブ、東通小学校・中学校、こども園ひがしどおり

【個人加入の方は】

東通村役場2階 総務課で受付します。

【会費】

年間1人 350円（1人1口）

※20人以上の団体加入は1人当たり50円を団体奨励金として交付

幼児～中学生は1人当たり100円の助成金を交付

【共済期間】

平成29年4月1日～平成30年3月31日

【請求期間】

事故があった日から1年以内

2等級の対象となる場合は2年以内

【共済見舞金の請求に必要なもの】

- ①交通事故証明書
 - ②医師の診断書
 - ③会員証
 - ④死亡したときは死体検案書又は死亡診断書
 - ⑤印鑑
 - ⑥口座振替ができる金融機関の通帳
- ※①、②及び④については原則、原本が必要ですが、コピーでも保険会社等の原本証明がある場合は可

※事故があった場合、必ず警察署又は最寄りの交番に届け出てください。

同乗者や相手方がいない自損事故、自転車、バイク等の転倒なども必ず警察に届けましょう。

警察に届出をしないと交通事故証明書が得られません。

旧＜共済弔慰金、見舞金金額表＞

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	1,000,000円
2	実治療日数 入院180日以上含む	150,000円
3	180日以上で 入院90日以上180日未満を含む	130,000円
4	入院90日未満又は入院なきもの	110,000円
5	実治療日数 90日以上 入院90日以上を含む	80,000円
6	180日未満で 入院90日未満又は入院なきもの	60,000円
7	実治療日数60日以上90日未満	45,000円
8	実治療日数30日以上60日未満	35,000円
9	実治療日数10日以上30日未満	25,000円
10	実治療日数10日未満	20,000円

新＜共済見舞金等金額表＞

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	1,000,000円
2	自動車損害賠償保障法施行令別表第1級から3級各号に掲げる障害の場合	500,000円
3	重傷（1箇月（30日）以上の治療を要する場合）	70,000円
4	軽傷（1箇月（30日）未満の治療を要する場合）	30,000円

※交通事故証明書がない場合は【特例見舞金】として1万円の支給

＜問合せ先＞ 東通村総務課安心生活G ☎27-2111
青森県交通災害共済組合・東通支部

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

平成28年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成28年11月30日現在

	11月中	年間累計	年齢別	高齢者の死者 (65歳以上の人)	25人(+9)
発生	336件(+4)	3,337件(-82)	死者の状況	夜間の死者	28人(+11)
死者	7人(+4)	47人(+10)	飲酒・飲薬による死者	歩行者の死者	16人(+4)
傷者	400人(-8)	4,032人(-193)	自動車乗車中の死者	飲酒運転による死者	5人(+2)
			非着用死者	自動車乗車中の死者	25人(+7)
				非着用死者	14人(+3)

※()内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。
毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」

示談の仕方は？
どんな賠償請求ができるの？
損害保険会社との交渉は？
過失相殺とはどういうこと？

交通事故
悩まず、まず相談！

相談場所	電話	相談日	相談時間
〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁 北棟 7階 青森県交通事故相談所	017-734-9235 (FAX兼用)	月曜日～金曜日 〔祝祭日及び 12月29日～ 1月3日除く〕	8:30～17:15 面接相談は、 事前に電話予約 してください。

移動相談

- 交通事故相談所（青森市）から遠方の方のために、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市の5市へ相談員が出向いて移動相談を実施しています。
- 弘前市は弘前市市民生活センター、他の4市は各市役所で実施
- 事前に交通事故相談所へ電話予約してください。